

岩手県告示第505号

県勢功労者顕彰規則（昭和55年岩手県規則第8号）第2条の規定により、県勢の発展に多大の功労があり、その事績が極めて顕著であって、県民の模範となるものを、平成21年5月25日次のとおり顕彰した。

平成21年6月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 氏 名 | 住 所 | 功 勞 |
|--------|---------------------|---|
| 小笠原 一行 | 岩手県盛岡市永井17地割37番地 1 | 農業協同組合の体制整備と経営強化に努め本県農業の振興に尽力するとともに、県政各般の施策の推進に貢献された。 |
| 小山田 恵 | 岩手県盛岡市下米内一丁目 3 番28号 | 全国の自治体病院事業の発展に努め国民医療の向上に尽力するとともに、本県地域医療の向上に貢献された。 |
| 村田 源一郎 | 岩手県盛岡市新庄町 6 番10号 | 新聞事業を通じて本県文化の振興に尽力するとともに、国際交流活動の推進や県政各般の施策の推進に貢献された。 |